

「清瀬市男女平等推進条例子どものためのガイドブック」を

お使いいただく先生へ（令和5年改訂版）



令和5年8月

清瀬市男女共同参画センター

<図の出典>

本冊子 6～9 および 11 ページの図は以下のリーフレットからの転載です。

内閣府・男女共同参画推進連携会議「ひとりひとりが幸せな社会のために」（令和 2 年版）

<https://www.gender.go.jp/kaigi/renkei/pamphlet/index.html>

当リーフレットの改訂版は発刊されていませんが、それぞれの最新のデータは内閣府・男女共同参画局のホームページの以下のページに掲載されています。

内閣府男女共同参画局 基本データ

<https://www.gender.go.jp/research/index.html>

6 ページに下の図は以下の資料からの転載です。

令和 4 年 内閣府男女共同参画局「女性活躍に関する基礎データ」（令和 4 年 7 月）

<https://www.kantei.go.jp/jp/content/000116409.pdf>

10 ページの図は以下の資料からの転載です。

内閣府男女共同参画局「女性活躍・男女共同参画の現状と課題」（令和 4 年 6 月）

https://www.gender.go.jp/research/pdf/joseikatsuyaku_kadai.pdf

「子どものためのガイドブック」10 ページの穴埋め（ジェンダーギャップ指数の順位の国名）の答は同 15 ページの下部にあります。

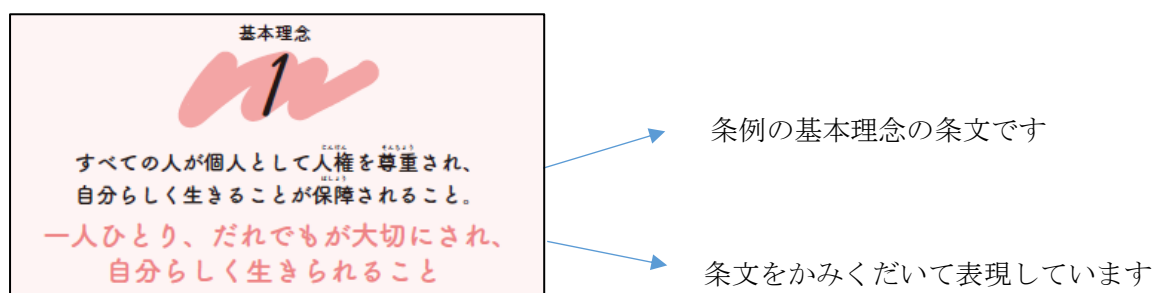
はじめに

本冊子は、「清瀬市男女平等推進条例子どものためのガイドブック」（以下、ガイドブック）には載せきれない社会状況やデータを集めたものです。先生方がガイドブックをお使いになって授業を進めるための一助としてご活用ください。

1 ガイドブックの構成について

ガイドブック 2 ページには清瀬市男女推進条例の 5 つの基本理念を示しました。4 ページから 13 ページでは、この 5 つの基本理念について 1 つの理念につき 2 ページを使って説明しています。

<1 ページ目>



これ以降はその説明です。特に、清瀬市での事例については下線をひきました。

<2 ページ目>

次ページは、それぞれの理解を助ける事例を 4 コマ漫画でとりあげました。

小学 5 年生へのアンケート回答に 4 コマ漫画で表わすとわかりやすいという意見があり、ボランティアで 3 名のイラストレーターにお願いして書いてもらいました。3 人のうち 1 人は市内の中学生（依頼当時）です。

2 清瀬市男女平等推進条例の特に優れた点

14 ページには清瀬市男女平等推進条例の概要を載せました。この条例の特に優れた点を 2 つ挙げると次の 2 点であると言えます。

- ・平成 18 年（2006 年）という早い時期に制定されました（まだ、条例を設定していない市町村もあります）
- ・市や市民だけでなく、教育に携わる者、事業者等の責務が規定されています（条例の第 2 章）

教育に携わる先生方には、男女共同参画社会を実現するため教育の果たす役割の重要性を認識し（第 9 条）、この冊子をご活用くださるようお願いいたします。

基本理念 1 すべての人が個人として人権を尊重され、自分らしく生きることが保障されること

主たるメッセージ：人権の尊重

授業での活用例：道徳・社会・保健

1 人権についての定義

(1) 「人権とは」

「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持っている権利」であって、だれにとっても大切なもの、日常の思いやりの心によって守られなければならないものです。

(2) 日本国憲法による基本的人権に関する規定

・この憲法が国民に保証する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として現在及び将来の国民に与えられる（11条）

・すべての国民は法の下で平等であって、人種・信条・性別・社会的身分または門地により、政治的、経済的又は社会的関係において差別されない（14条）

(3) 「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」

1989年（平成元年）第44回国連総会において採択。日本は1990年（平成2年）に署名、1994年（平成6年）に批准。

18歳未満の児童（子ども）を権利をもつ主体として位置づけ、おとな同様ひとりの人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めています。

参照：（公財）人権教育啓発推進センター ホームページ www.jinken.or.jp

2 LGBTQ と SOGI

LGBTQ とは、Lesbian（レズビアン、女性同性愛者）、Gay（ゲイ、男性同性愛者）、Bisexual（バイセクシュアル、両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー、性自認が出生時に割り当てられた性別とは異なる人）、Queer や Questioning（クエアやクエスチョニング）の頭文字をとった言葉で、性的マイノリティ（性的少数者）を表す総称のひとつとしても使われることがあります。

「SOGI」（ソジ）は、性的指向（sexual orientation）と性自認（gender identity）の頭文字をとった言葉です。この表現は、誰もがそれぞれのセクシュアリティを持っているという考え方に基づいています。

参照：特定非営利活動法人 東京レインボープライド ホームページ <https://tokyorainbowpride.org/>

「人間は生まれながらに二つの性別のどちらか一方にだけ属しており、属する以上はその性別に求められる要素を備えているべきである」という生物学的性別に基づく社会のジェンダー規範は非常に強いものです。「正しい女」とされるためには①身体の性別と②性自認が女であり③異性である男を愛し、④男に従う「女らしさ」を身につけなければなりません。男は①～③がその逆で、④は女を支配する「男らしさ」が求められてきました。

1970年代からの女性たちは権利を求め、男性の支配／女性の従属の構造を変えるために闘い、④の暴力性を明らかにしてきました。ただ、①②③に関しては多数派と「ずれ」がある少数者がいつの時代も存在していたにもかかわらず、そのような人々は病理、不道徳、犯罪者、非常識として否定され、その人権は長く無視されてきました。

2000年代に入って、世界で同性婚を認める国が増え、身体と心の性が一致しない性同一性障害者の性別変更を可能にする法律が日本でも制定されました。インド、豪州、米国の一部州、ドイツ等では「第3の性」が法的に認められ、世界的な関心が高まっています。昔ながらの女か男かの分類にあてはまらない人々を、性的少数者、セクシュアルマイノリティ（性的マイノリティ）、LGBTQ+と呼び、これらの呼称を肯定的に使う当事者もいますが、「少数者へのラベリング」との批判もあり、すべての人を当事者とする SOGI も使用されています。SOGI をめぐる議論は人間を男女2種類に限る前提を覆し、ジェンダーの規範が自然なものではないこと、多様な人間のありかたを示唆しています。

参照：『第3次清瀬市男女平等推進プラン』p. 52

<https://www.city.kiyose.lg.jp/siseijouhou/keikakusisaku/heiwakeikaku/1004656.html>

3 ニュースから

(1) 女兒の教育の権利を訴えたマララ*さんの言葉（2013年、国連本文における演説）より

私たちはすべてのコミュニティに対し、寛容の心でカースト、信条、宗派、人種、宗教、ジェンダーによる偏見を拒絶するよう呼びかけます。それはまた、女性の自由と平等を確保し、豊かな暮らしを送れるようにすることでもあります。半数の人間が抑圧されている世の中が、うまく行くはずなどないからです。

1人の子ども、1人の教師、1冊の本、そして1本のペンが、世界を変えられるのです。教育以外に解決策はありません。教育こそ最優先です。

*マララ・ユスフザイはパキスタン出身の人権活動家で執筆者。2014年に17歳の時にノーベル平和賞を受賞。17歳のノーベル賞受賞は史上最年少。

(2) 東京都パートナーシップ制度

東京都は2022年10月11日からパートナーシップ宣誓の届け出の受付を開始し、11月1日から届け出を受理したことを示す証明書を発行しています。同制度は法律上の婚姻とは異なりますが、「多様な性に関する都民の理解を推進するとともに、パートナーシップ関係に係る生活上の不便の軽減など、当事者が暮らしやすい環境づくりにつなげる」ことを目的に定められました。

なお、同種の制度は既に全国で300を超える自治体にあります。

(3) 清瀬市の取組 —LGBTQ+入門書を学校図書館装備図書に指定

子どもたちの理解を深めるために、2つの入門書が令和3年度学校図書館装備図書に指定され、市内小中学校に配架されました。

- ・『LGBTってなんだろう？ からだの性・こころの性・好きになる性・表現する性』（2019年 合同出版）
- ・『「ふつう」ってなんだ？ LGBTについて知る本』（2018年 学研プラス）

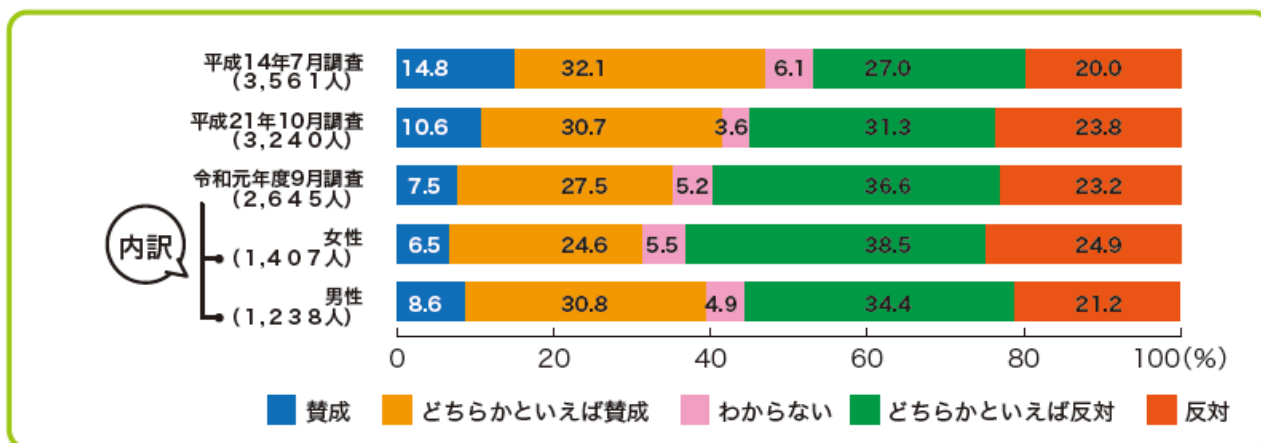
基本理念2 性別役割分業にとらわれず、自己の意思と責任による多様な生き方が選択できること

主たるメッセージ：性別役割分業を見直す

授業での活用例：キャリア教育・社会・家庭

1 固定的な性別役割分担意識

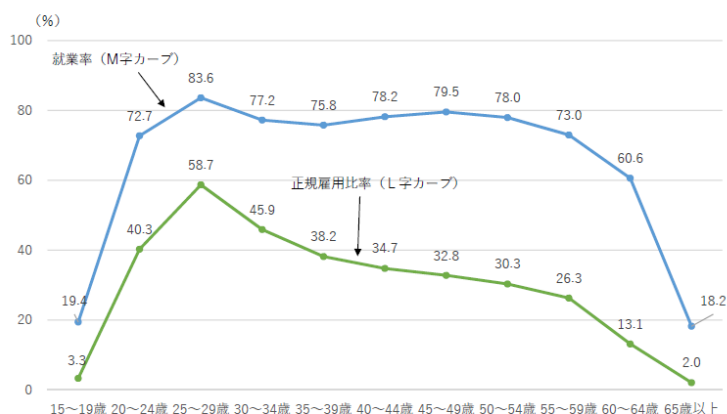
日本の社会において、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考えに対して、20年前（平成14年）は賛成と反対がほぼ同じでしたが、最近の調査では反対がようやく6割になりました。



備考：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（令和元年9月）より作成

2 女性の年齢階級別労働力率の変化

日本では、出産・育児期には“家庭を守るために”仕事を辞める女性が多く女性の年齢階級別労働力率はM字カーブを描いていましたが、最近はM字がゆるやかになりつつあります。大企業を中心に育児休業制度が整ってきており出産後も育児休業を取得して仕事を継続する女性が増えています（8ページ参照）。しかし、これを雇用形態別に見ると、正規雇用比率は25～29歳が59.7%とピークとなっており、その後は年齢が上昇していくにつれ正規雇用比率は減少しL字カーブを描いています。つまり仕事を継続したものの、正規雇用から非正規雇用に変わっているのではないかと考えられます。全体として女性の非正規雇用の割合は54.4%と男性の22.2%（令和2年）に比べて高くなっています。



備考：1. 総務省「労働力調査(基本集計)」（令和3年）より作成

2. 就業率は、「就業者」/「15歳以上人口」×100。正規雇用比率は、「正規の職員・従業員」/「15歳以上人口」×100

3 性別と職業

2015年の国勢調査*によると、232種ある職業のうち、男性が1割以下、女性が1割以下の職業は合わせて75に上ります。男性が1割以下の職業は「助産師」「歯科衛生士」「保育士」「栄養士」など12種類。いわゆる“ケア職”と呼ばれる職業が目立ちます。一方、女性が1割以下の職業は63種類。「航空機操縦士」「大工」「消防員」「機械技術者」など幅広いですが、機械を扱うイメージがある職業と、体力勝負のイメージがある職業が多いようです。

社会学者の白波瀬佐和子さんは、背景には私たちの無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）があると指摘します。

*総務省「平成27年国勢調査 抽出詳細集計（就業者の産業（小分類）・職業（小分類）など 全国結果）」

参照：NHK みんなでプラス「職業のジェンダーギャップ性別を越えて働くには」より

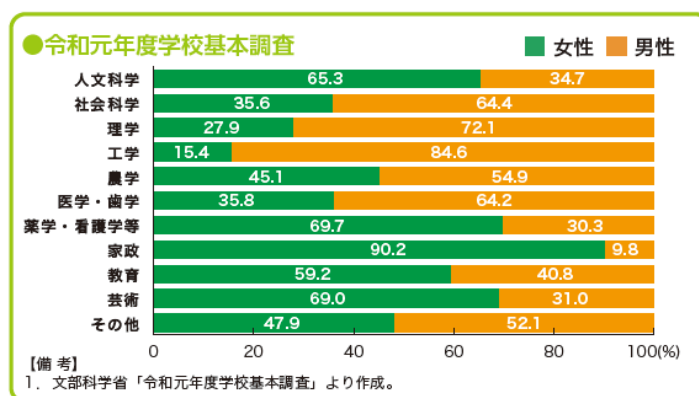
<https://www.nhk.or.jp/minplus/0029/topic052.html>

4 大学進学率と専攻の偏り

就業に大きな影響をもたらす進学率について見てみます。

女性の大学（学部）進学率は50.7%で、長期的には上昇傾向にあります。男性に比べると5.9ポイント低くなっています。

また専攻分野に男女で偏りが見られ、理学、工学分野における女子学生比率は低くなっています。



5 ニュースから

(1) 固定的役割分担に捉われない「デザイン素材」

内閣府男女共同参画局では、性別による固定的役割分担や無意識の思い込みの解消の一助とするため、様々な職業や生活場面を描いたイラスト集を発表しています。

参照：内閣府男女共同参画局ホームページ

https://www.gender.go.jp/about_danjo/symbol/free/pdf/illust_design.pdf



(男性の保育士の例)

(2) 入試における女性差別

大学医学部の入学試験において、女性や浪人生に対して一律に減点という不平等な扱いが行われていたという事実が2018年に明らかになりました。その背景には、医師の勤務環境が厳しいという現実があり、女性も男性も働きやすい環境に変えることが第一です。私立大学医学部専攻の合格率（入学者を入学志願者で割った近似値）で見ると、2018年以前は男性が女性を上回っていましたが、2019年以降は女性が男性を上回っています。

より身近な例では、東京都立高校では男女別定員を設けているため、多くの高校で女性の最低合格点が男性のそれより上回っていることが問題視されました。2021年9月に東京都教育委員会は、全日制の都立高校109校で設けていた男女別定員を段階的に廃止する方針を決定しました。

基本理念3 女性も男性も、家庭生活と社会活動の両立ができるような環境をつくること

主たるメッセージ：ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

授業での活用例：家庭・社会

「社会活動」とは通常は自治会の活動やPTAのようなボランティア活動を意味しますが、清瀬市男女平等推進条例の「社会活動」は広義の意味で、「家の中の仕事（家事や育児、介護など）以外のこと」全般を指しています。

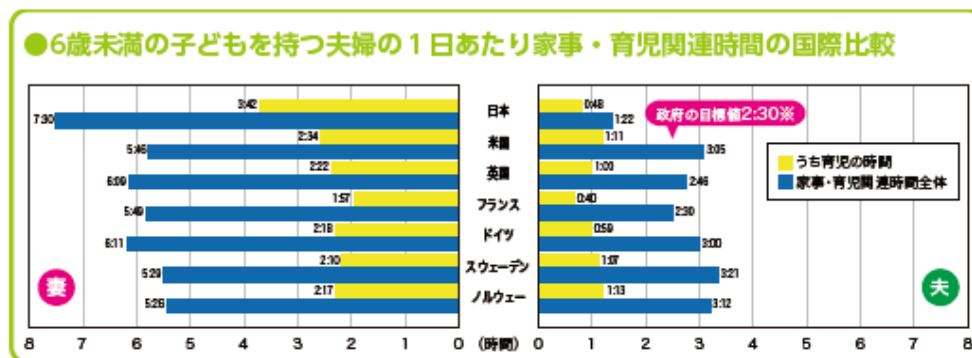
1 仕事と育児の両立

(1) 第1子出産後の妻の就業継続率

第1子出産前に就業していた女性のうち、第1子出産後も就業を継続していた者の割合は、第1子出生年が2010～14年の57.7%から、2015～19年の69.5%へ大きく上昇した。雇用形態別にみると正規職員は育児休業取得による就業継続が進んでいますが、非正規職員の就業継続は約4割に留まっています。（国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査（夫婦調査）」（2021年）より）

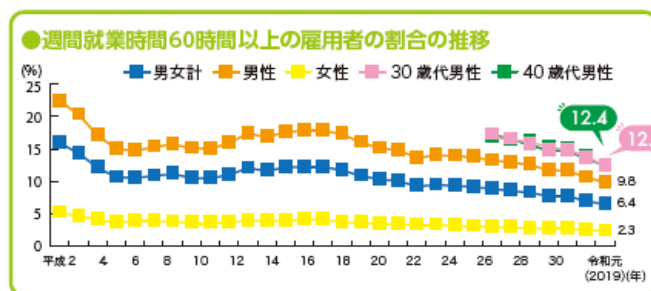
(2) 子育て期にある男性の家事・育児時間

妻が就業継続することが難しい原因は、家事・育児の負担が妻に偏っていることが挙げられます。育児期にある夫の1日当たりの育児・家事関連時間は1時間22分であり、諸外国と比べても極端に短いです。



備考：総務省「社会生活基本調査」（平成28年）、Bureau of Labor Statics of the U.S. “American Time Use Survey”（2018）およびEurostat “How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and Men”（2004）より作成。

その原因の一つは男性の就業時間の長さです。子育て期週間就業時間60時間以上の雇用者の割合は、男女とも減少傾向にあります。子育て期と重なる30歳代や40歳代の男性ではその割合が高く、ともに12.4%となっています。



備考：総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。

(3) 男性の育児休業取得

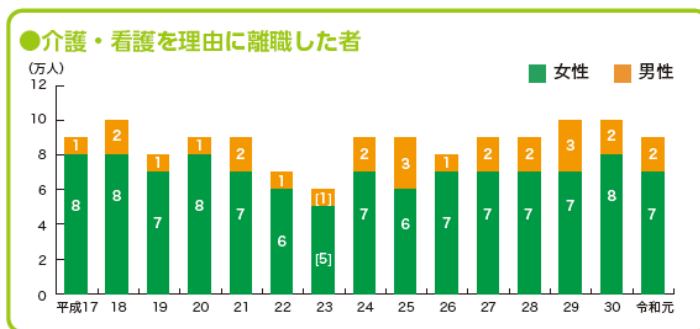
男性の育児休業取得率は、年々増加し、令和4年均等雇用基本調査の速報値によれば過去最高の17.13%（前年度は13.97%）になりました。しかし、女性の取得率80.2%（前年度は85.1%）と比べると未だ大きな開きがあります。取得期間も、女性は95%以上が6ヶ月以上であるのに対して、男性は半数が2週間未満です。

男性の育児休業取得推進のために、分割取得を可能にしたり、企業に取得状況の公表を義務づけたりする法改正が行われています。また、子の出生後8週間以内に最大4週間まで取得できる出生児育児休業（産後パパ育休）も設けられました。法律の改正だけでなく、休業場環境を改善していくことが大きな課題となっています。

なお、清瀬市役所の男性の育児休業取得率は、令和4年度においては対象者17人の内、17人が取得しており、100%です。

2 仕事と介護の両立

介護・看護を理由として過去1年以内に離職した者は、令和元年には約9万人となっており、その内訳は女性約7万人、男性約2万人であり、女性が8割を占めています。



備考：総務省「労働力調査（詳細集計）」より作成

介護休業制度もありますが、なかなか取得できない状況があります。また、介護・看護については、女性がやるものという性別役割分業に基づいた考え方がまだ根強く残っているのではないのでしょうか。

基本理念4 大事なことを決める時には、計画するときから男性と女性が平等に参加すること

主たるメッセージ：意思決定層における男女平等

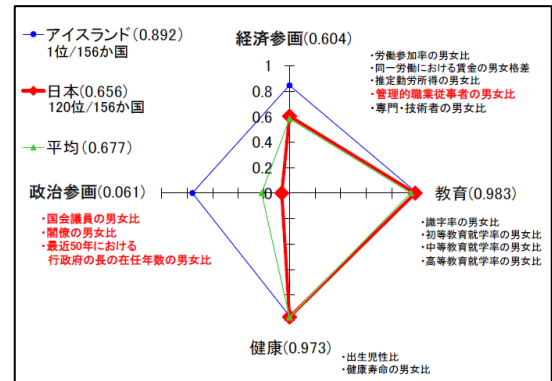
授業での活用例：社会・家庭

1 ジェンダーギャップ指数とは

毎年、世界経済フォーラム（World Economic Forum：WEF）は「Global Gender Gap Report」で各国における男女格差を測るジェンダーギャップ指数（Gender Gap Index：GGI）を発表しています。この指数は「経済」「政治」「教育」「健康」の4つの分野のデータから作成され、0が完全不平等、1が完全平等を示しています。

2021年のレポートでは日本のGGIは0.656、156カ国中120位で（2023年では125位）、「政治」分野（0.061、147位）、「経済」分野（0.604、117位）が特に低くなっています。

なお、ジェンダーとは「生物上の雌雄を示すセックスに対し歴史的・文化的・社会的に形成される男女の差異」のことですが、ここでは「ジェンダーギャップ＝男女格差」です。



各分野におけるジェンダーギャップ指数 (2021年)

備考：世界経済フォーラム・ジャパン

<https://jp.weforum.org/reports>

2 ギャップを取り除くために日本で取り組まれていること

(1) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」平成28年施行

経済分野でのギャップを取り除くために「女性活躍推進法」が制定され、企業等での“女性の活躍状況”を見える化することによって状況を改善する取り組みがなされています。

(2) 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」(平成30年施行)

政治分野でのギャップを取り除くために、男女の候補者の数ができる限り均等となるよう政党等に自主的に取り組むよう努めることなどを定めています。

(3) NPO等での取り組み

両分野における女性リーダー育成のため、NPO(特定非営利活動法人)でも様々な取り組みが行われています。

3 政治分野におけるクォーター制

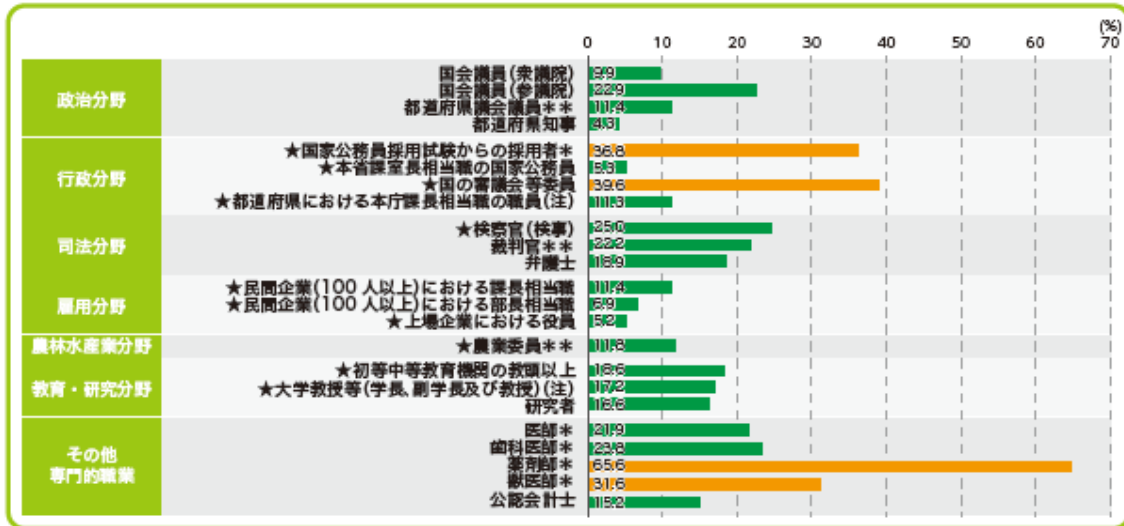
政治分野のギャップを解消するために多くの国でクォーター制(割り当て制)が採用されています。これには次の3つの方法があります。①議席の一定数を女性に割り当てる(25カ国) ②候補者の一定数を女性(または男女)に割り当てる(57カ国) ③政党ごとに候補者の一定数を女性(または男女)に割り当てる(55カ国)。①②は憲法や法律によって規定され、③は日本のように政党の自主性によるものです。

ジェンダーギャップ指数16位のフランスでは「パリテ法」(パリテ：同数)が制定されています。同法では、・比例代表の候補者名簿の順位を男女交互にする ・小選挙区選挙では候補者の男女割合の差が2%を越えた政党や政治団体への公的助成金を減額する などが定められています。

4 各分野における『指導的地位』に占める女性の割合

「第5次男女共同参画基本計画」(令和2年12月閣議決定)において、社会のあらゆる分野において、2020年の可能な早期に指導的地位*に占める女性の割合が30%程度となるよう目指して取り組みを進めるとしています。

*「指導的地位」の定義 ①議会議員 ②法人・団体等における課長職以上の者 ③専門的・技術的な職業のうち特に専門性が高い職業に従事する者



備考：

- ・「女性の政策・方針決定参画状況調べ」(令和元年2月)より一部更新。
- ・原則として平成31年/令和元年のデータ。ただし、*は令和2年、**は平成30年のデータ。
- ・★は台4次男女共同参画基本計画において成果目標として掲げられてる項目。

5 清瀬の場合

市区町村女性参画状況見える化マップ (http://www.cao.go.jp/shichoson_map/?data=7&year=2020) によれば市議会議員における女性の割合は、清瀬市は20人中10人、全国で1位(2022年度)でした(2023年4月の市議会議員選挙で、20人中9人になりました)。一方、令和4年度で公務員における公務員における管理職に占める女性の割合は、全国の市区町村の平均は17.3%に対して清瀬市は9.6%です。

6 ニュースから

12年連続でジェンダーギャップ指数が世界一のアイスランドが注目されています。

アイスランドは人口36万人、国土面積は10.3万km²(北海道よりやや大きい)という小さな国ですが、ジェンダー平等を達成するために様々な取り組みが行われています。

- ・育児休暇は、6ヶ月(母親) + 6ヶ月(父親) + 6週間 その間の給与の8割は政府から支給
- ・男女の賃金格差を違法とする法律。これは女性たちの何度かのストライキを契機に制定された
- ・企業役員にクォーター制(どちらかの性が40%を下回ることを禁止)

参照：NHK記事 https://www.nhk.or.jp/campaign/mirai17/kiji_iceland.html

基本理念5 互いに性を理解し尊重し合い、性に基づいた健康が生涯にわたり維持されること

主たるメッセージ：セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス&ライツ

授業での活用例：保健・社会

1 セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス&ライツ（性と生殖の健康と権利：SRHR）とは

“身体的、精神的、社会的に良好な状態”で“安全で満足な性生活を営めること、子どもを産むかどうか、産むならばいつ、何人産むかを決定する自由を持つ”ことを含む。（岩波『女性学事典』より）

性と生殖の健康とは、単に“病気、機能障害、虚弱ではない状態”を意味するのではなく、次のような個人の人権が尊重されなくてはなりません。

- ・自分の身体は自分のものであり、プライバシーや個人の自主性が尊重されること。
- ・自分の性的指向、ジェンダー自認、性表現*を含めたセクシュアリティについて自由に定義できること
- ・性的な行動をとるかとならないか、とるなら、その時期を自分で決められること
- ・自由に性のパートナーを選べること
- ・性体験が安全で楽しめるものであること
- ・いつ、誰と、結婚するか、それとも結婚しないかを選べること
- ・子どもを持つかどうか、持つとしたらいつ、どのように、何人の子どもの持つかを選べること
- ・上記に関して必要な情報、資源、サービス、支援を生涯にわたって得られ、これらに関するいかなる時も差別、強制、搾取、暴力を受けないこと

*性的指向、ジェンダー自認、性表現については3ページ参照

参照：国際家族計画連盟 www.ippf.org/sites/default/files/2019-10/ja_ippf_technical_brief_SRHR.pdf

2 ^{いのち}生命の安全教育

文部科学省では、子どもたちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、全国の学校において「生命（いのち）の安全教育」を推進しています。

参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index2.html

小学校高学年向けの教材は以下にあります。

https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index2.html#elementary-high

性犯罪の規定が令和5年7月から変わりました。ようやく日本でも性交同意年齢が他国並みに13歳から16歳に引き上げられました（ただし、13歳以上16歳未満の歳未満の者については、5歳差の年齢差要件が設けられました）。また、性的な画像の盗撮は「撮影罪」として処罰されるなど、子どもたちを性犯罪が守るために一歩前進した法改正が行われました。

詳細は 法務省ホームページ https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12_00200.html 参照

4 ニュースから

(1) 秋田県における性教育講座*

秋田県では、1990年代の秋田県における10代の人工妊娠中絶率(15-19歳の女性人口1,000対)が全国平均より高い数値であったことから、秋田県教育庁・秋田県教育委員会が、秋田県内の全高等学校へ、性教育講座講師派遣事業を開始した。また秋田県医師会でも、2003年に性教育プロジェクト委員会を立ち上げ性教育派遣講座への医師派遣の窓口になり、2011年までに、小学校4校、中学校285校、高等学校305校、特別支援校19校の計613校に対して性教育講座が行われた。こうした県を挙げての取り組みが功を奏し、秋田県における10代の人工妊娠中絶率は、2011年には5.3%にまで減少、全国平均(7.1%)を下回った。

*古いニュースですが、性教育の大切さを実感できるものですので再掲しました。

(2) 生理の貧困

数年前から問題視されるようになった「生理の貧困」とは女性や女兒が経済的な理由等から生理用品を入手することが困難な状況を示します。

これに対応するため、清瀬市では2021年4月から生理用品の配布を行っており、その後、小中学校にも置いています。同様の取組は国内の他の自治体や海外でも行われています。国内での取り組みについては内閣府のホームページ「生理の貧困」に示されています。

<https://www.gender.go.jp/policy/sokushin/kenko/periodpoverty/index.html>

生理に関しては、こうした経済的困窮だけでなく、一定数の若い女性の中に生理を「恥ずかしい」と思う気持ちがあるという調査結果もあります。

参照：プラン・インターナショナル「日本のユース女性の生理をめぐる意識調査結果」レポート

www.plan-international.jp/press/release/2021/0413.html

**「清瀬市男女平等推進条例子どものためのガイドブック」をお使いいただく先生へ
(令和5年改訂版)**

製作・発行 清瀬市男女共同参画センター
協力 清瀬市男女平等推進条例を育てる会
発行日 令和5年8月